

発議第 16 号

岡本栄伊賀市長に対する問責決議について

岡本栄伊賀市長に対する問責決議を次のとおり提出しようとする。

平成 30 年 12 月 25 日提出

提出者 伊賀市議会議員

上田 宗久

川上 善幸

市川 岳人

福田 香織

中谷 一彦

記

## 岡本栄伊賀市長に対する問責決議

去る本年9月定例最終日に否決された南庁舎リノベーション案に関連する予算について、市長から採決日前日に「このリノベーション案に理解を示さないと市道拡幅工事の優先順位を下げる」という旨の発言が、市民の同席する中で議員に対してなされたものである。この市道拡幅工事の予算は平成28年度から平成30年度にかけて議決されたものであり、議決する側の議員に対して既決案件を交換条件にするかのこの行為は、自主自律的な議決権を侵害する発言である。

また、これまで議員全員協議会や本会議一般質問でこのことが取り上げられたものの、自らが行った行為に加え、市民や議会に混乱を招いたことについても、何ら謝罪、反省の言葉もないことは、伊賀市自治基本条例第44条に規定する市長の責務に沿った行政運営であるとは言えず、遺憾の極みである。

よって、岡本栄伊賀市長に対して、今後このような政治的手法を使わないよう求め、猛省を促すとともに、その責任を強く問うものである。

以上、決議する。

平成30年12月25日

三重県伊賀市議会